国立研究開発法人物質・材料研究機構

契約監視委員会規程

平成２１年１１月２６日
２１規程第１１０号
改正：平成２２年　９月２２日　２２規程第５０号
改正：平成２３年　４月２７日　２３規程第１９号
改正：平成２７年　３月２４日　２７規程第　３号
改正：平成２７年　６月　９日　２７規程第１０６号
改正：平成２７年　７月２８日　２７規程第１１９号
改正：平成２８年　３月２９日　２８規程第１２号
改正：平成３０年１２月１２日　３０規程第５４号
改正：令和元年　９月２４日　２０１９規程第６１号
改正：令和２年　７月２８日　２０２０規程第４５号
改正：令和３年　３月２３日　２０２１規程第２８号
改正：令和５年　２月２８日　２０２３規程第　９号

（目的及び設置）

第１条　「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日総務大臣決定）及び「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和３年２月２６日内閣総理大臣・総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が、調達に関する内部統制システムを確立し、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達が行われているかの点検等を行うため、国立研究開発法人物質・材料研究機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（点検事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について点検等を行うものとする。

(1) 機構が策定する調達等合理化計画の妥当性
(2) 調達等合理化計画の実施に対する自己評価の妥当性
(3) 競争性のない随意契約における、随意契約とするべき理由や契約価格の妥当性
(4) 競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行の可能性
(5) 国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随意契約」という。）の事前承認及び事後確認

(6) 特例随意契約案件に対する内部監査結果の適正性

(7) 一般競争入札等により契約を行う場合の、競争性確保の状況

（フォローアップ）

第３条　委員会は、前条に定める点検等の後においても、機構において締結された契約についての改善状況のフォローアップを行う。

（点検等結果の提出・公表）

第４条　機構は、第２条及び前条に定める点検等及びフォローアップの結果を公表する。

（構成）

第５条　委員は、監事及び外部有識者によって構成する。

２　外部有識者は公正中立な立場で客観的に契約及び入札についての点検等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

３　委員会は、委員５人以上で組織する。

４　委員会は、必要に応じて専門委員を置き、コスト削減等に係る特定事項について意見を求めることができる。

５　前項に定める者は、外部有識者のうちから、理事長が委嘱する。

（任期等）

第６条　委員及び専門委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員の氏名及び職業は、公表する。

４　外部有識者及び専門委員に対する謝金は、国立研究開発法人物質・材料研究機構謝金及び委員等手当の支給基準について（令和元年９月２４日　２０１９達第２８号）に基づき支払うものとする。

（委員長）

第７条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

（委員会の開催）

第８条　委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを開催する。

２　委員会は非公開とし、委員会の審議概要は公表する。

３　委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

４　委員会の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（前条第３項に規定する者を含む。）が決するところによる。

（意見の具申又は勧告）

第９条　委員会は、第２条に定める点検等の結果、対象契約に係る理由及び経緯等に不適

切な点又は改善すべき点があると認めたときは、理事長に対し意見の具申又は勧告を行うことができる。

（委員の除斥）

第１０条　委員は、第２条の点検等及び第３条のフォローアップに関し、自己又は３親等以内の親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第１１条　委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）

第１２条　委員会の庶務は、監事室が財務部門調達室と連携して処理する。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附　則

この規程は、平成２１年１１月２６日から施行する。

附　則（平成２２年　９月２２日　２２規程第５０号）

この規程は、平成２２年９月２２日から施行する。

附　則（平成２３年４月２７日　２３規程第１９号）

この規程は、平成２３年４月２７日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年　３月２４日　２７規程第３号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年６月９日　２７規程第１０６号）

この規程は、平成２７年６月９日から施行する。

附　則（平成２７年７月２８日　２７規程第１１９号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日　２８規程第１２号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１２日　３０規程第５４号）

この規程は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（令和元年９月２４日　２０１９規程第６１号）

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年７月２８日　２０２０規程第４５号）

この規程は、令和２年７月２８日から施行する。

附　則（令和３年３月２３日　２０２１規程第２８号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第９号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。